

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (四件) …………… 一
- …………… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 土地区画整理組合の設立認可…………… 二
- …………… (都市整備局市街地整備部区画整理課) ……
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等…………… 二
- …………… (環境局総務部環境政策課) ……
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… 六
- …………… (産業労働局農林水産部森林課) ……
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度…………… 六
- …………… (同) ……
- 都道の区域変更…………… 六
- …………… (建設局道路管理部路政課) ……
- 都道の供用開始…………… 八
- …………… (同) ……
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し…………… 八
- …………… (主税局課税部課税指導課) ……
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出…………… 八
- …………… (生活文化局都民生活部管理法人課) ……
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案…………… 八
- …………… (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) ……
- 都市計画の案 (四件) …………… 九
- …………… (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課) ……

告示

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
…………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……

●東京都告示第七十二号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 国分寺市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年七月四日から同月十五日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第七十三号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 国立市
 - 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
 - 三 検査期日 平成二十八年七月五日から同月十四日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
 - 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
 - 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
- 東京都告示第七十四号
- 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 立川市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市及び武蔵村山市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年七月一日から同月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 新宿区、中野区、三鷹市、調布市及び狛江市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

平成二十八年七月一日から同月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定に基づきあきる野市初雁土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

あきる野市初雁土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十八年六月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

あきる野市牛沼字初雁の一部

四 事務所の所在地

あきる野市牛沼百二十番地

五 設立認可の年月日

平成二十八年六月一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及びあきる野市役所の掲示場に掲示する。

●東京都告示第七十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、江東区有明北三―一地区開発計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があつたので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

住友不動産株式会社

代表取締役社長 仁島 浩順

新宿区西新宿二丁目四番一号

二 対象事業の名称及び種類

江東区有明北三―一地区開発計画

住宅団地の新設及び自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、江東区有明二丁目一番に位置する計画地

に、住宅、商業、ホテル、サービスアパートメント、ホール、保育施設及び駐車場等を計画するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

- (一) 期間
平成二十八年六月一日から同月十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- (二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで
- (三) 場所

- ア 江東区環境清掃部温暖化対策課
- イ 江東区東陽四丁目十一番二十八号
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課
- エ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階
- オ 東京都多摩環境事務所管理課
- カ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)
環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を特定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
工事の施行中	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は第1期が0.072ppm、第2期が0.060ppmであり、第1期で環境基準値(0.04)から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は第1期が44.7%、第2期が29.7%である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は第1期が0.060mg/m³、第2期が0.057mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は第1期が14.8%、第2期が8.0%である。</p> <p>【工事の美観にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.049～0.053ppmであり、環境基準値(0.04)から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1～1.8%である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.055mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.1%である。</p>
1. 大気汚染	<p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、平日が0.049～0.052ppm、休日が0.048～0.049ppmであり、環境基準値(0.04)から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は、平日が0.1～0.4%、休日が0.1～0.7%である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は平日、休日ともに0.055mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は、平日、休日ともに0.1%未満である。</p> <p>【駐車場の使用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.049ppmであり、環境基準値(0.04)から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。駐車場の使用に伴う寄与率は1.7%である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.055mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。駐車場の使用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.049ppmであり、環境基準値(0.04)から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は1.5%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
2.騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、敷地境界において第1期で最大72dB、第II期で最大67dBであり、「指定建設作業に係る騒音の報告基準」(80dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、敷地境界において第1期で最大55dB、第II期で最大52dBであり、「指定建設作業に係る振動の報告基準」(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間64～74dBであり、No.3地点及びNo.5地点において環境基準値(昼間70dB)を上回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間1dB未満～1dBである。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間41～56dB、夜間35～53dBであり、規制基準値(第一種区域：昼間60dB、夜間55dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間、夜間ともに1dB未満～1dBである。</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通騒音】 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、平日が昼間64～74dB、夜間が60～71dB、休日(日)が昼間63～71dB、夜間が57～67dBであり、平日がNo.3、5の昼間及びNo.1、3、5、6の夜間で、休日(日)がNo.3の昼間及びNo.3、5、6の夜間で環境基準値(昼間70dB、夜間55dB)を上回る。</p> <p>なお、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、平日が昼間、夜間ともに1dB未満～1dB、休日(日)が昼間1dB未満～2dB、夜間が1dB未満～1dBである。</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通振動】 関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、平日が昼間41～56dB、夜間36～53dB、休日(日)が昼間33～52dB、夜間31～50dBであり、規制基準値(第一種区域：昼間60dB、夜間55dB)を下回る。</p> <p>なお、関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、平日が昼間、夜間ともに1dB未満～1dB、休日(日)が昼間1dB未満～2dB、夜間1dB未満～3dBである。</p> <p>【駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音】 駐車場利用車両の走行に伴う騒音レベル(L_{eq})は、計画地に接された区画道路境界において昼間59dB、夜間57dBであり、環境基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。</p> <p>【騒音レベルからの増加分は、1～3dB程度である。】</p>
3.日影	<p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象区域が含まれていないが、条例に定める日影規制値を下回る(測定面位置：平均地盤面から高さ4m)。計画地周辺地域への日影の影響を低減するため3-1-A街区の住宅棟3棟を計画地南側に配置するとともに、計画地北側に配置する3-1-B及び3-1-C街区の商業棟、商業等棟を低層になるよう計画した。これにより、有明小・中学校への計画建築物による日影が及ぶ時間を3時間未満に抑え、また、冬至日における計画建築物による1時間以上の日影が及ぶ範囲は、計画地北西側から北東側に最大約250mの範囲となり、日影の影響を低減していると考ええる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
4.電波障害	<p>計画建築物により、計画地の南南西方向において、地上デジタル放送に対する電波への障害が生じると予測する。また、計画地の北東方向において、衛星放送に対する電波への障害が生じると予測する。</p> <p>計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、電波受信状況に応じて適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の変調率を起さないこと」を満足するものと考ええる。</p>
5.風環境	<p>防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域D(強風地帯相当の風環境)となる地点が9地点生じると予測されるが、植栽等による防風対策を講じることにより、新たに領域Dとなった地点は、領域B(低中層市街地相当の風環境)または、領域C(中層市街地相当の風環境)となり、風環境は改善されると予測される。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域B及び領域Cに相当する風環境が維持されるものと考ええる。</p>
6.景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 本事業の実施により、高層棟を含む建築物が出現することで、現況の中高層の集合住宅、事務所建築物、商業施設等が立地する市街地景観から、特色のある新たな都市的景観へと変化する。</p> <p>本事業では、計画地敷地境界に植栽を配し、それらを緑豊かな広場とネットワークさせることで、来街者や周辺居住者の憩いの場となる緑地を形成する計画としており、これらは、計画地周辺の有明テニスの森公園や東京臨海広域防災公園といった大規模な公園等の自然や緑のネットワークを形成する。なお、植栽樹種は、「植生時における在来種選定ガイドライン」で生物多様性に配慮した植栽を旨として、「平成26年5月東京都」に示される自然植生の構成種を考慮し、検討する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「海辺の自然と共生しながら、各地域の特性を生かした新しい時代にあわせて美しい景観形成をはかること」を満足するものと考ええる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近隣域においては、計画建築物が比較的大きく見える眺望地点もあるが、計画地敷地境界に植栽を配し、それらを緑豊かな広場とネットワークさせることで、来街者や周辺居住者の憩いの場となる緑地を形成することにより、周辺地域との調和に配慮する。また、中景域及び遠景域においては、計画建築物によりスカイラインの一部に変化が生じるが、計画地周辺の建築物と調和した高さとするにより、海辺からの眺望を阻害することはなく、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「海辺の自然と共生しながら、各地域の特性を生かした新しい時代にあわせて美しい景観形成をはかること」を満足するものと考ええる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地周辺は、東京湾や運河に囲まれ、中高層の業務ビル及び商業施設、住宅ビル、公園が混在する地域である。</p> <p>本事業による形態率の増加は、計画地北側のオリゾンツーム前で15.1%、計画地北東側のガレリアプラザ前で0.2%、計画地東側の有明小・中学校前で2.7%、計画地南側の東京臨海広域防災公園前で2.6%、計画地西側の有明コロシアム前で2.8%である。</p> <p>計画建築物の色彩は「江東区景観計画」に適合する色彩を用い、周辺環境に配慮する。計画地敷地境界には、赤土状空地を配置し、圧迫感の低減を図るとともに、計画地内の歩行者空間には高木等による植栽を施し、圧迫感の低減を図るとともに、計画地以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の低減を図ること」を満足するものと考ええる。</p>
7.工事の完了後	<p>工事の完了後</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
7. 自然との触れ合い活動の場	工事の施行中	<p>工事の施行中においては、ゆりかもめの有明テニスの森駅、有明駅及びりんかい線国際展示場駅が、有明テニスの森公園及び東京臨海広域防災公園までの経路である海通り、区道1615号線及び区道1616号線が、工事用車両の走行ルートとして計画されており、工事用車両と、駅から有明テニスの森公園までの利用経路が重なることと予測されるが、上記道路には歩道が設定されており歩車分離がなされており安全に歩行することができると考えられる。また、工事用車両の走行においては、走行ルートの限定及び制限速度の遵守等安全運転を徹底する。更に、工事用車両の出入口には交通整理員を配置することにより、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に支障を及ぼすこととはないと予測する。</p> <p>以上のことから、本事業の実施により周辺の自然との触れ合い活動までの利用経路に支障を及ぼすことはなく、利用環境に著しい影響は及ぼさないものと考えられる。</p>
	工事の完了後	<p>計画地は更地であり、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。計画地周辺の有明テニスの森公園で、散歩やジョギングや休息等の他、東京臨海防災公園でスボーツ、休息等の自然との触れ合い活動が行われているが、事業の実施により、これらの自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。</p> <p>事業の実施により、計画地敷地境界に植栽を配し、それらを緑豊かな広場とネットワークさせることで、来街者や周辺居住者の憩いの場となる緑地を形成する計画としており、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地内に創出される植栽空間は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
8. 廃棄物	工事の施行中	<p>【建設汚泥の排出量、再資源化量、処理・処分方法】</p> <p>山留・杭工事における汚泥の排出量は、約160,300m³、そのうち再資源化量は、約144,270 m³と予測する。建設汚泥は、脱水等を行って減量化し、可能な限り再資源化する計画である。再資源化が困難な場合は、運搬・処分を許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマネジメントにより確認する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再資源化の促進及び不要材の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、東京都市建設リサイクル推進計画」の日標値を達成する。</p> <p>なお、工事の施行にあたっては、建設汚泥の発生抑制計画を検討し、排出量を抑制する施工計画となるよう努力する。</p>
	工事の完了後	<p>【建設汚泥の排出量、再資源化量、処理・処分の方法】</p> <p>掘削工事に伴う建設発生土の排出量は、約579,300m³、そのうち再資源化量は、約532,960m³と予測する。建設発生土は、場内利用が困難な場合は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認したうえで場外搬出し、再利用する計画である。その他の建設発生土は、法令に基づき、適正に処理・処分する。「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、東京都市建設リサイクル推進計画」を参考に、工事の施行にあたっては、建設発生土の発生抑制計画を検討し、排出量を抑制する施工計画となるよう努力する。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
8. 廃棄物	工事の完了後	<p>施設の使用に伴い発生する廃棄物排出量は、約35,383kg/日と予測する。住宅以外から発生する廃棄物排出量は、約30,753kg/日、そのうち再資源化量は、約21,896kg/日は、約1,265kg/日と予測する。発生した廃棄物は分別回収を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、「東京都廃棄物条例」、「江東区清掃リサイクル条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する。また、各テナント等に、分別の徹底、廃棄物排出量の抑制についての啓発活動を行う等により、関係法令に示される事業者の責務を果たす。</p>
9. 温室効果ガス	工事の完了後	<p>計画建築物からの二酸化炭素排出量は、約19,149t-CO₂/年であり、基準建築物と比べた二酸化炭素排出量の削減率は、約6,391t-CO₂/年となり、基準建築物と比べた削減率は、約25%と予測する。</p> <p>住宅以外の用途については、建築的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギー措置等、省資源化対策により温室効果ガスの発生量の削減に努める。住宅用途については「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく、「省エネルギー対策等級4」を目指す等、温室効果ガスの排出削減対策を講じる計画である。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「環境確保条例」に示される「事業者の責務」を遵守しているものと考えられる。</p>

●東京都告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、八王子市・あきる野市・青梅市・西多摩郡奥多摩町・同郡日の出町・同郡檜原村(以上三市二町一村について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第七十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する平成二十九年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

保安林の種類

単位 同一単位とされる区域
皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源かん養保安林
多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六〇六・五一

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二六三・九九

浅川 八王子市の区域 八三・一七

計 九五三・六七

土砂流出防備保安林
多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 五〇・八五

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一七・〇八

浅川 八王子市及び町田市の区域 四・二八

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈町の区域 八一・五四

計 一五四・二五

干害防備保安林
秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七八

●東京都告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十八年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

保健保安林

大島 大島町の区域 一・八六
八丈島 八丈町の区域 〇・四〇
小笠原 小笠原村の区域 八六・八八
計 八九・九二

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八
秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二〇・四〇

浅川 八王子市及び町田市の区域 一〇・五二
小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇
諸島 二四三・三〇

計 二四三・三〇

一路線名 小山乞田

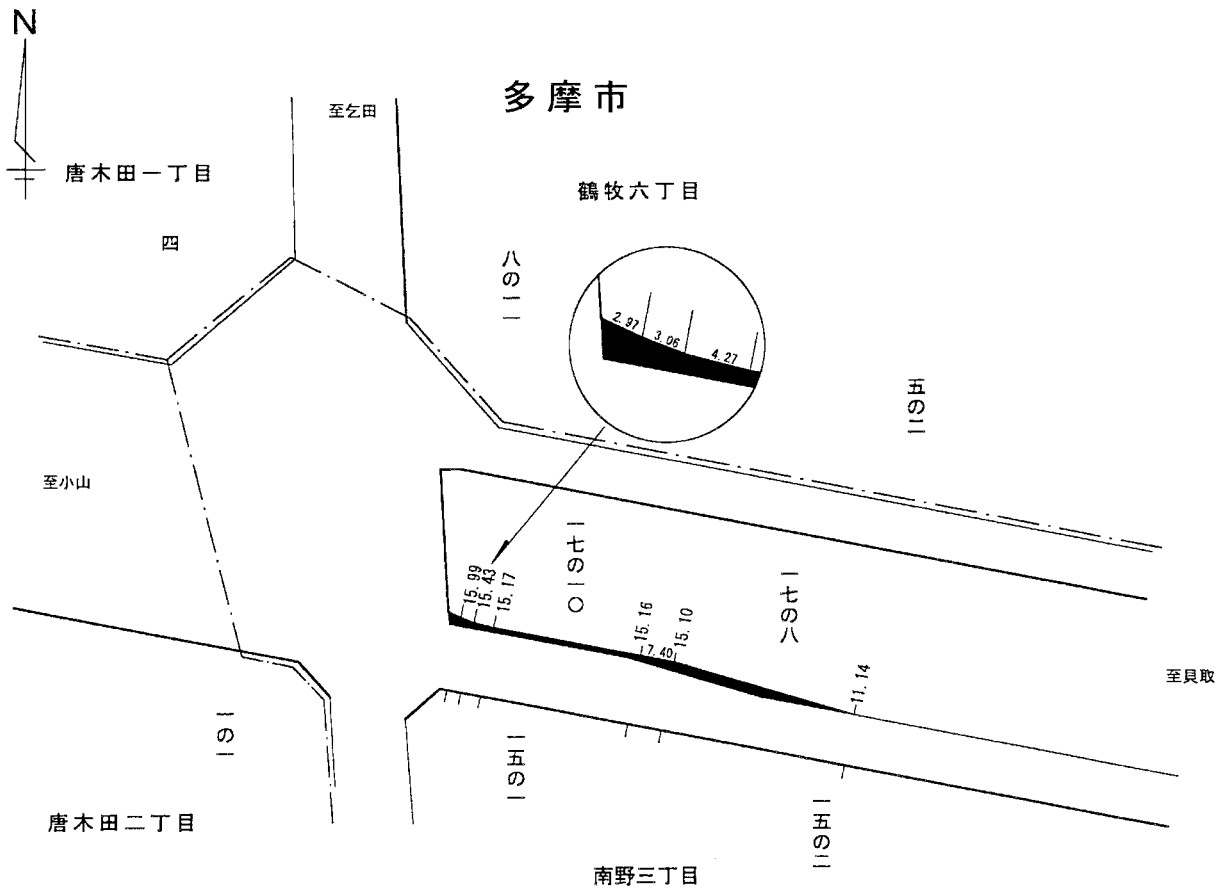
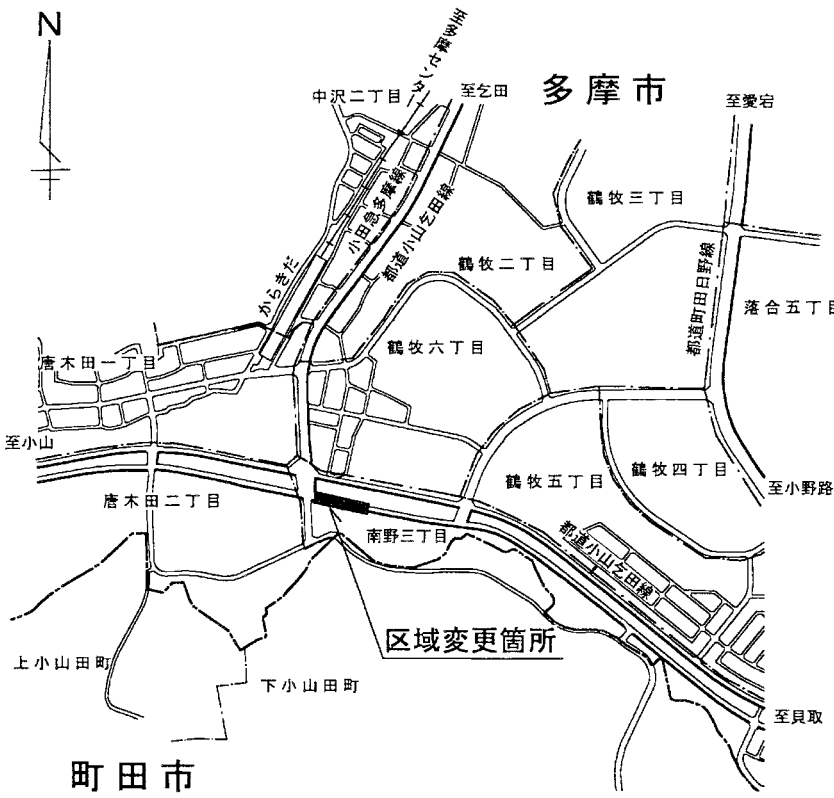
二 変更の区間 多摩市南野三丁目十七番十地内から同所十七番八地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道小山乞田線区域変更略図
多摩市南野三丁目地内

編入区域
 市道
 都道
 面積 延長
 九〇・〇六メートル
 一一・九五平方メートル



●東京都告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 小山乞田

二 供用開始の区間 多摩市南野三丁目十七番十地内から同所十七番八地内まで

三 供用開始の期日 平成二十八年六月一日

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舩 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

間嶋運送 間嶋 仁志 練馬区早宮二丁目 平成二十八年
有限会社 八番十九号 三月三十一日

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの

で、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ぶどうのいえ

二 代表者の氏名 大隈 廣

三 主たる事務所の所在地 東京都文京区弥生二丁目三番十二号

一 名称

特定非営利活動法人ハッピーステップス

二 代表者の氏名 廣升 敦子

三 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋一丁目二十二番四号

S p a c e R

一 名称

特定非営利活動法人国連UNHCR協会

二 代表者の氏名 滝澤 三郎

三 主たる事務所の所在地 東京都港区南青山六丁目十番十一号

一 名称

特定非営利活動法人JEN

二 代表者の氏名 松本 由貴子(黒田 由貴子)、木山 啓子

三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区揚場町二番十六号

第二東文堂ビル七階

一 名称

特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会

二 代表者の氏名 唐木 理恵子

三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区神楽坂二丁目十三番地

末よしビル別館

三〇D

一 名称

特定非営利活動法人東京英語いのちの電話

二 代表者の氏名

KNUDSEN ANNE BILLE

三 主たる事務所の所在地 東京都港区南青山六丁目十番十一号

ウェスレーセンター二階

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により

行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
- 東京都市計画特定街区
- 西新宿二丁目(8号地)特定街区
- 新宿区西新宿二丁目地内
- 変更する部分
- 新宿区西新宿二丁目地内

- 二 縦覧場所
- 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び新宿区役所
- 三 縦覧期間
- 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先
- 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画面用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京

都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類
- 東京都計画面用途地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域

削除する部分

練馬区大泉町一丁目及び大泉町三丁目各地方内

削除する部分

品川区大井三丁目、大井四丁目、大井五丁目、西大井五丁目及び練馬区大泉町三丁目各地方内

追加する部分

品川区西大井五丁目、練馬区大泉町一丁目及び大泉町三丁目各地方内

削除する部分

品川区大井三丁目、大井四丁目、戸越一丁目、戸越二丁目、戸越四丁目、北区十条仲原一丁目及び十条仲原二丁目各地方内

近隣商業地域

追加する部分

品川区大井三丁目、大井四丁目、大井五丁目、戸越一丁目、戸越二丁目、戸越四丁目及び北区十条仲原二丁目各地方内

原二丁目各地方内

削除する部分

北区上十条二丁目及び十条仲原一丁目各地方内

変更する部分

北区上十条二丁目、十条仲原一丁目及び十条仲原二丁目各地方内

商業地域

追加する部分

準工業地域

変更する部分

品川区西大井六丁目、二葉三丁目及び二葉四丁目各地方内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに品川区役所、北区役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、東京都計画面地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

北青山三丁目 港区北青山三丁目地内
地区地区計画

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告
する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

東京都市計画地区計画

神宮外苑地区 変更する部分
地区計画

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)並びに港区役所、新宿

区役所及び渋谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

東京都市計画公園

第五・七・十
八号明治公園

追加する部分
新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前
二丁目地内
削除する部分
新宿区霞ヶ丘町地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)並びに港区役所、新宿
区役所及び渋谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

東小金井国際興業ビル

二 店舗所在地

小金井市中町二丁目二十三番二十三号

三 設置者名

国際興業株式会社

四 意見

ア 聴取者 小金井市長
イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年五月九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年六月一日から同年七月一日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 三〇円
六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001